

香芝市公告

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条の規定に基づく定期の予防接種を次のとおり実施する。

令和 5 年 4 月 1 日

香芝市長 福岡 憲宏

1. 予防接種の種類および対象者

1) 乳幼児および児童等

予防接種の種類	対 象 者（対象期間）	*接種時に香芝市に住民票があること
ロタウイルス	生後 2 か月（法律上は出生 6 週 0 日後）～ 1 価は 24 週 0 日、5 価は 32 週 0 日	
B 型肝炎	生後 2 か月～ 1 歳未満（誕生日の前日まで）	
ヒブ	生後 2 か月～ 5 歳未満（誕生日の前日まで）	
小児用肺炎球菌	生後 2 か月～ 5 歳未満（誕生日の前日まで）	
4 種(三種)混合	生後 2 か月～ 7 歳 6 か月未満（ポリオが終了したものは三種混合を接種）	
不活化ポリオ	生後 3 か月～ 7 歳 6 か月未満で、ポリオ生ワクチンを 2 回接種していない者	
BCG	生後 3 か月～ 1 歳未満（誕生日の前日まで）	*標準接種は 5 ～ 7 か月
水痘	1 歳～ 3 歳未満（誕生日の前日まで）	
麻疹風しん 混合(MR)	1 期：1 歳～ 2 歳未満（誕生日の前日まで）	
	2 期：小学校就学前（年長児クラスに該当する年齢）の 1 年間	
日本脳炎	定期 1 期：3 歳（法律上は生後 6 か月）～ 7 歳 6 か月未満	
	定期 2 期：9 歳～ 1 3 歳未満（誕生日の前日まで）	
	特例 1 期：①に該当し、事前申請を行った者 ①平成 19 年 4 月 1 日以前の生まれで、2 0 歳未満に接種する者	
	特例 2 期：平成 19 年 4 月 1 日以前の生まれで、2 0 歳未満に接種する者	
ジフテリア・破傷風	1 1 ～ 1 3 歳未満（誕生日の前日まで）	
子宮頸がん予防	小学 6 年～高校 1 年相当の年齢の女子 特例：平成 9 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれ的女子	

2) 風しん対策の対象者

対策の種類	対 象 者（対象期間）	*接種時に香芝市に住民票があること
風しん抗体検査	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性で、次の①から④のいずれかに該当しない者 ①令和元年度～4 年度に抗体検査無料クーポン券で検査を受けた ②風しんにかかった旨の検査証明書がある ③平成 26 年 4 月以降に風しん抗体検査を受け、陽性の記録がある ④過去に風しん又は MR の予防接種を受け、かつその記録がある	
MR 第 5 期予防接種	風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がない者	

3) 高齢者

予防接種種類	対象者（対象期間） ＊接種時に香芝市に住民票があり、自分の意志で受けること
肺炎球菌	①今年度 65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100 歳になる者で、2 3 価肺炎球菌ワクチンの接種歴がない者（公費、自費問わず接種歴がある者は対象外） ②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（事前申請必要）
インフルエンザ	①65 歳の誕生日を過ぎている者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（事前申請必要）

2. 費用・・・1) 乳幼児および児童等は無料

2) 風しんの抗体検査と予防接種は無料クーポン券使用にて無料

3) 高齢者肺炎球菌は自己負担額 3,000 円

高齢者インフルエンザは自己負担額 1,500 円

（生活保護世帯、非課税世帯は事前申請により無料）

＊全ての予防接種において、予防接種法で定義した接種年齢、接種期限以外の者は実費となる

3. 特例措置（特別事情）対象者・・・別添のとおり

厚生労働省令で定める特別の事情により上記対象期間に接種できなかった者は厚生労働省が認めた場合に限り、予防接種が受けられるものとする。

4. 接種方法・・・委託医療機関による個別接種

5. 接種期間・・・令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

（ただし高齢者インフルエンザについては季節性のものであるため、期間は令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日とする）

6. 接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）

（1）明らかに発熱している者

（2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（3）当該疾患に係る予防接種の接種液の成分により、アナフィラキシーをおこしたことが明らかな者

（4）妊娠していることが明らかな者

（5）ロタウイルス接種においては腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

（6）BCG 接種においては、予防接種や外傷などによるケロイドの認められる者

（7）その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7. 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

（1）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

（2）予防接種で接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状をおこしたことがある者

- (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーをおこすおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされた者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) ロタウイルス接種においては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者
- (7) BCG接種においては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

みちのクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和田クリニック												○	○

医療機関名	高齢者肺炎球菌	高齢者インフル	風疹
旭ヶ丘クリニック	○	○	○
池原クリニック	○	○	○
池原皮膚科	○	○	○
うえの耳鼻咽喉科クリニック		○	
岡耳鼻咽喉科	○	○	○
香芝旭ヶ丘病院	○	○	○
香芝生喜病院	○	○	○
香芝透析クリニック	○	○	
香芝村尾クリニック	○	○	○
片岡医院	○	○	○
加藤クリニック	○	○	○
かまだ医院	○	○	○
かわしま内科・外科・こどもクリニック	○	○	○
かわもとクリニック	○	○	○
佐々木クリニック	○	○	○
さない内科整形外科クリニック	○	○	○
澤田医院	○	○	○
下田診療所	○	○	○
関屋病院	○	○	
高橋耳鼻咽喉科	○	○	○
谷山耳鼻咽喉科クリニック		○	
内科松山医院	○	○	○
永野整形外科クリニック	○	○	
西本内科	○	○	○
二上駅前診療所	○	○	○
ぬくもりクリニック	○	○	○
はとこクリニック	○	○	○
ふゆひろクリニック	○	○	○
堀川医院	○	○	○
牧浦医院	○	○	○
松井内科医院	○	○	
まるはしファミリークリニック	○	○	○
みちのクリニック	○	○	○

森岡内科消化器科クリニック	○	○	
安田医院	○	○	○
山本内科医院	○	○	○
和田クリニック	○	○	○
さかもと小児科			○
ひろ整形外科クリニック			○

特例措置（特別事情）対象者

1. 特別の事情

- ① 次の（ア）から（ウ）までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
 - （ア）重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - （イ）白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - （ウ）（ア）又は（イ）の疾病に準ずると認められるもの

（注）上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。ただし、これは別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。
- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
- ③ 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの
- ④ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

2. 対象期間の特例

ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号（別紙）に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、1. の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間、及び下記については、それぞれに掲げるまでの間、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。

- ① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間
- ② 結核については、4歳に達するまでの間
（定期の予防接種の対象期間を超えてBCG接種をする場合は、あらかじめツベルクリン反応検査を行うことを検討する。）
- ③ Hib感染症については、10歳に達するまでの間
- ④ 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間

別表

分類	名称
悪性新生物	白血病 悪性リンパ腫 ランゲルハンス（細胞）組織球症（Histiocytosis x） 神経芽細胞種 ウイルムス（Wilms）腫瘍 肝芽腫 網膜芽細胞腫 骨肉腫 横紋筋肉腫 ユーイング（Ewing）肉腫 末梢性神経外胚葉腫瘍 脳腫瘍
血液・免疫疾患	血球貧食リンパ組織球症 慢性活動性E B ウイルス感染症 慢性 GVHD（Graft Versus Host Disease、移植片対宿主病） 骨髄異形成症候群 再生不良性貧血 自己免疫性溶結性貧血 特発性血小板減少性紫斑病 先天性細胞性免疫不全症 無ガンマグロブリン血症 重症複合免疫不全症 バリアブル・イムノデフィエンス(variable immunodeficiency) デイジョージ（Di George） ウイスコット・アルドリッチ（Wiskott-Aldrich）症候群 後天性免疫不全症候群（AIDS、HIV 感染症） 自己炎症性症候群
神経・筋疾患	ウエスト(West)症候群（点頭てんかん） レノックス・ガストウ(Lennox-Gastaut)症候群 重症乳児ミオクロニーてんかん コントロール不良な「てんかん」 Werdnig Hoffmann 病 先天性ミオパチー 先天性筋ジストロフィー ミトコンドリア病 ミニコア病 無痛無汗症 リー(Leigh)脳症

	レット(Rett)症候群 脊髄小脳変性症 多発性硬化症 重症筋無力症 ギラン・バレー症候群 慢性炎症性脱髄症多発神経炎 ペルオキシソーム病 ライソゾーム病 亜急性硬化性全脳炎(SSPE) 結筋性硬化症 神経線維腫症Ⅰ型(レックリングハウゼン病) 神経線維腫症Ⅱ型
慢性消化器疾患	肝硬変 肝内胆管異形成症候群 肝内胆管閉鎖症 原発性硬化性胆管炎 先天性肝線維症 先天性胆道拡張症(先天性総胆管拡張症) 胆道閉鎖症(先天性胆道閉鎖症) 門脈圧亢進症 潰瘍性大腸炎 クローン病 自己免疫性肝炎 原発性胆汁性肝硬変 劇症肝炎 膵嚢胞線維症 慢性膵炎
慢性腎疾患	ネフローゼ症候群 巣状糸球体硬化症 慢性糸球体腎炎 急速進行性糸球体腎炎 グッドパスチャー(Good pasture)症候群 バーター(Bartter)症候群
慢性呼吸器疾患	気管支喘息 慢性肺疾患 特発性間質性肺炎
慢性心疾患	期外収縮 心房又は寝室の細動 心房又は寝室の粗動 洞不全症候群

	ロマノ・ワルド(Roman0-Ward)症候群 右室低形成症 心室中隔欠損症 心内膜床欠損症(一次口欠損症、共通房室弁口症) 心房中隔欠損症(二次口欠損症、静脈洞欠損症) 単心室症 単心房症 動脈管開存症 肺静脈還流異常症 完全大血管転位症 三尖弁閉鎖症 大血管転位症 大動脈狭窄症 大動脈縮窄症 肺動脈閉鎖症 両大血管右室起始症 特発性肥大型心筋症 特発性拡張型心筋症 小児原発性肺高血圧症 高安病(大動脈炎症候群)
内分泌疾患	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)症候群 下垂体機能低下症 アジソン(Addison)病 クッシング(Cushing)症候群 女性化副腎腫瘍 先天性副腎皮質過形成 男性化副腎腫瘍 副腎形成不全 副腎腺腫
膠原病	シェーグレン(Sjogren)症候群 若年性関節リウマチ スチル(Still)病 ベーチェット病 全身性エリテマトーデス 多発性筋炎・皮膚筋炎 サルコイ ドゥーシス 川崎病
先天性代謝異常	高オルニチン血症ーホモシトルリン尿症症候群 先天性高乳酸血症 乳糖吸収不全症

	ぶどう糖・ガラクトース吸収不全症 ウイルソン(Wilson)病（セルロプラスミン欠乏症） メチルマロン酸血症
アレルギー疾患	食物アレルギー
先天異常	先天奇形症候群 染色体異常

予防接種法施行規則

(予防接種の対象者から除かれる者)

第二条 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。)第三条第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- 二 明らかな発熱を呈している者
- 三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 四 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- 五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- 六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- 七 B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- 八 ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 九 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者
- 十 第二号から第六号まで及び第八号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(昭五一厚令四二・全改、昭五五厚令二九・一部改正、平六厚令五一・旧第三条繰上・一部改正、平一二厚令一二七・平一三厚労令二一〇・平一五厚労令一六四・平一九厚労令二六・平二五厚労令六・平二五厚労令五〇・平二五厚労令一〇〇・平二六厚労令八〇・平二八厚労令一一五・令二厚労令五・令四厚労令一六五・一部改正)

(ロタウイルス感染症の予防接種の対象者)

第二条の二 令第三条第一項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める日は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

ワクチン	日
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	生後二十四週に至る日の翌日

(令二厚労令五・追加、令四厚労令一六五・一部改正)

(インフルエンザの予防接種の対象者)

第二条の三 令第三条第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

(平一三厚労令二一〇・追加、平一五厚労令一六四・平一九厚労令二六・平二五厚労令五〇・平二六厚労令八〇・一部改正、令二厚労令五・旧第二条の二繰下、令四厚労令一六五・一部改正)

(高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者)

第二条の四 令第三条第一項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

(平二六厚労令八〇・追加、令二厚労令五・旧第二条の三繰下、令四厚労令一六五・一部改正)

(長期にわたり療養を必要とする疾病)

第二条の五 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- 二 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- 三 その他のこれらに準ずると認められるもの

(平二五厚労令六・追加、平二五厚労令五〇・一部改正、平二六厚労令八〇・旧第二条の三繰下・一部改正、令二厚労令五・旧第二条の四繰下、令四厚労令一六五・一部改正)

(特別の事情)

第二条の六 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- 一 前条に規定する疾病にかかったこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。)
- 二 臓器の移植術(臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第一条に規定する移植術をいう。)を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの
- 四 災害、令第三条第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類す

る事由が発生したこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。)

(平二五厚労令六・追加、平二五厚労令五〇・一部改正、平二六厚労令八〇・旧第二条の四繰下・一部改正、令二厚労令五・旧第二条の五繰下、令三厚労令五一・令四厚労令一六五・一部改正)

(特定疾病)

第二条の七 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という。)を使用する場合に限る。)
百日せき	十五歳(予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。)
急性灰白髄炎	十五歳(予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。)
破傷風	十五歳(予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。)
結核	四歳
Hib感染症	十歳
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	六歳

(平二五厚労令六・追加、平二五厚労令五〇・平二五厚労令一〇〇・一部改正、平二六厚労令八〇・旧第二条の五繰下・一部改正、令二厚労令五・旧第二条の六繰下、令四厚労令一六五・一部改正)